９．その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

10．便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

11．食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は―印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

12．売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は―印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

13．遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は―印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

14．点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

15．運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し 、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

16．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

17．２から６まで及び10から16までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第２項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。

９．その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

10．便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

11．食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は―印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

12．売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は―印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

13．遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は―印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

14．点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

15．運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し 、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

16．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

17．２から６まで及び10から16までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第２項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。